

事後審査型条件付一般競争入札の実施

大木町が発注する業務委託について、下記のとおり事後審査型条件付一般競争入札を行いますので、公告します。

令和 8 年 8 月 28 日

大木町長 広松 栄治

記

1 入札対象工事

件 名	大木町公共施設等 LED 照明機器賃貸借事業（長期継続契約）
場 所	福岡県三潴郡大木町大字前牟田 735 番地
概 要	大木町公共施設等（1 箇所）における LED 照明機器の賃貸借を行うもの ・大溝小学校【校舎】（福岡県三潴郡大木町大字前牟田 735 番地）
履行期間	設備整備期間：契約日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで 賃貸借期間：令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日 （120 ヶ月）
予定価格（税込み）	29,660,400 円（総額）
入札書比較価格（税抜き）	26,964,000 円（総額）
最低制限価格	なし

2 入札に参加できる者に必要な資格等

大木町競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）登録済者で開札の日において次の条件を全て満たしていること。

なお、入札参加者が 1 者のみの場合でも入札は成立する。

入札の参加形態	単体
格付等	・入札者は、次の役割ごとに定める要件を満たす 2 者から構成される共同事業体とし、①が構成員を代表し入札及び契約等の諸手続きを行うものとする。 ①機器の賃貸借及び事業管理の役割を担う者で、県内に本店・支店・営業所を有し、希望業種が物品・役務の提供「リース・レンタル業務—その他リース・レンタル業務」で名簿に登録されているもの。 ②機器の設置及び保守の役割を担う者で、県内に本店・支店・営業所を有し、希望業種が「電気工事」で名簿に登録されており、建設業法による電気工事業の建設業許可を有している者

その他	上記の２者から構成される共同事業体にて、令和３年４月以降において、本件業務と同種・同規模の受注実績を有し、その証明が可能な者。なお、本件における同種とは、下記のとおりとし、同規模とは、１件当たりの契約金額（サービス料を含む総額）が、本公告における予定価格（総額）に０．８を乗じた額以上を指す。 ① 機器の賃貸借及び事業管理の役割を担う者 ・同種とは、官公庁発注の LED 照明機器に関する賃貸借業務をいう。 ② 機器の設置及び保守の役割を担う者 ・同種とは、官公庁発注の LED 照明機器に関する電気工事業務をいう。
	本事業は、２者から構成される共同事業体にて実施するため、２者間で本事業遂行に係る共同事業体協定書等を本事業の契約締結日までに締結すること。
	本事業は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進助成金」の交付対象事業として実施するため、開札後の入札参加資格確認申請の提出と併せて、大木町地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業（公共施設等高効率照明機器リース設置）補助金交付要綱に基づき補助金交付申請を行うこと。交付申請に係る詳細は仕様書にて確認すること。
	地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者ではないこと。
	大木町指名停止措置要綱（平成 19 年要綱第 10 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。
	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「決定日以降の経審」という。）を受けている場合を除く。
	町税を滞納している者（法人税の代表権を有する役員を含む）ではないこと。

	次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。 ① 入札に参加しようとする者又はその役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者。その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等。個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である場合、又は暴力団員等が経営に事実上参加していると認められるとき。 ② 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員等に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。 ③ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。 ④ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 ⑤ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
--	--

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

（１）入札手続に関すること

〒830 - 0416 福岡県三潴郡大木町大字八町牟田 255 番地 1

大木町役場総務課人事庶務係

TEL（直通）0944－32－1035

（２）仕様に関すること

〒830 - 0416 福岡県三潴郡大木町大字八町牟田 255 番地 1

大木町役場環境課

TEL（直通）0944－32－1120

4 入札日程等

（１）事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）の交付

本公告日から参加申請書受付終了時まで、大木町ホームページからダウンロードすることにより交付する。

（２）参加申請書の提出

本公告日から令和8年9月7日（月）午後5時までに大木町役場総務課人事庶務係へ一般書留

郵便、簡易書留郵便又は持参により提出するものとする。ただし、持参の場合は正午から午後 1 時までを除き、大木町の休日を定める条例（平成元年条例第 14 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

(3) 設計図書の閲覧

行わない。ただし、大木町ホームページからダウンロードすることができる。

(4) 設計図書に関する質問

本公告日から令和 8 年 9 月 9 日（水）までの期間において、指定様式に記載している送信先に Fax を送付することにより受け付ける。回答は質問者に対し令和 8 年 9 月 11 日（金）までに参加申請書に記載された回答先にメール又は Fax を送信することにより行う。なお、参加者全員に対し回答が必要と認める質問の場合については、参加者全員に同様の方法により回答する。

(5) 現場説明会

行わない。

(6) 入札書の提出方法

大木町契約規則（平成 26 年大木町規則第 2 号）（以下「契約規則」という。）による郵便入札（**一般書留又は簡易書留のみ可**）とする。

(7) 積算内訳書の提出

ア) 入札書に記載される入札金額に対応（入札書記載金額と積算内訳書頭書金額が一致）した積算内訳書の提出を要する。

イ) 端数処理については、別添「積算内訳書作成要領【端数処理編】」で示す方法により行うこと。上記に示した以上の処理（指定した箇所以外での端数処理や、規定以上の端数処理及び根拠の不明瞭な「値引き」等）は行わないこと。

(8) 入札書の到達期限

令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 5 時まで

(9) 入札保証金

免除する。

(10) 開札の日時、場所等

令和 8 年 9 月 24 日（金）午前 10 時から 1 件目の開札を大木町役場 3 階第 4 会議室にて実施する。本入札は、1 件目の開札である。なお、入札価格の順位のみ（以下、最上位の順位者を「落札予定者」という。）を決定するものとし、同価入札の場合は開札立会人が引くくじにより順位を決定する。また、会場は見学・傍聴自由とする。

(11) 開札前の辞退

特に指定がない場合、建設業許可の種類や配置すべき技術者の資格要件、専任の有無等については建設業法の規定を遵守することとなるが、不慮の事態により予定していた技術者を配置できなくなった場合や、見積もった結果として請負金額や下請合計額が当初の予定を超過し、技術者配置等に対応できなくなった事が判明した場合は、開札当日（直前）までに必ず辞退届を提出すること（落札決定の後、上記理由で契約ができなくなった旨の申出がなされた場合、指名停止処分の対象となるので、特に留意すること）。

(12) 落札予定者への連絡

入札書へ記載した金額が、入札書比較価格（＝予定価格の税抜金額）の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、入札書比較価格と最低制限比較価格（＝最低制限価格の税抜金額）の範囲内）で、最も低かった者を落札予定第 1 順位者とし、開札の結果、落札予定第 1 順位者となった者へ、その旨を連絡する。なお、当該者は連絡を受けた日から 4 日以内（休日を除く）に事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び資格確認審査に必要な指定の書類（以下「確認申請書等」という。）を持参により提出しなければならない。

5 資格確認審査と落札者の決定

当該落札予定第1順位者から提出された確認申請書等の審査を、当該提出日から4日以内（休日を除く）に行い、資格を満たしている場合はその者を落札者として決定する。

6 入札の無効

契約規則第15条の規定に該当する入札は、無効とする。

7 契約保証金

契約規則の規定によるものとする。

8 その他

- (1) 参加申請書、確認申請書、質疑書、入札書等は指定の様式を使用すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他町の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。
- (4) 入札参加者は地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、契約規則及びその他入札契約に関する法令を遵守すること。
- (5) 発注者が、競争性が確保されないと判断した場合、入札を取りやめる場合がある。
- (6) 申請書他、提出資料等に虚偽の記載をした場合、指名停止を行うことがある。また、前段に該当する者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札決定としていた場合は、落札決定を取り消す。
- (7) 落札者は、契約の締結に当って、暴力団排除に伴う誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。